

各都道府県

廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課長

廃棄物処理施設整備事業に係る事後評価書の提出について

廃棄物処理施設整備事業の推進については、日頃からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、廃棄物処理施設整備事業を含む社会資本の整備については、成果の達成度を定期的に評価・分析して、事業・施策の在り方に反映していくことが強く要請されているところであり、このため環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部においても、標記評価を実施することが必要と考えております。

つきましては、下記により別紙評価書を作成の上、提出するよう、貴管下市町村等に対し、周知方よろしくお願い致します。

記

1. 事後評価の対象事業

廃棄物処理施設整備費国庫補助金を受けて整備を行った事業のうち、平成8年度以降に竣工した施設であって、国庫補助総基本額を10億円以上要した事業、及び整備計画時に10億円以上要すると見込まれた事業を対象とする。

2. 評価書の提出時期

対象事業のうち、施設竣工後概ね7年を経過した時期に事後評価を行い、各都道府県を通じて環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課あて提出するものとする。

3. 評価書作成上の留意事項について

(1) 事業の概要

ア. 施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第9条の3に定める届出を行う際の一般廃棄物処理施設の種別を記載すること。

イ. 施設整備の目的

廃棄物処理施設整備を行うまでの経緯について、簡潔に記載すること。

ウ. 竣工年月日

廃棄物処理施設が竣工した年月日を記載すること。

エ. 稼働開始年月日

廃棄物処理施設が稼働開始した年月日を記載すること。なお、竣工日から遅れて稼働を開始しているものについては、その理由を備考欄に記載すること。

オ. 工期

国庫補助事業の工期を記載すること。なお、市町村等の単独事業を含めた全体工期と異なる場合には、その両方について記載すること。

カ. 規模

廃棄物処理法第9条の3に定める届出を行った際の一般廃棄物処理施設の処理能力等について記載すること。

キ. 事業費、国庫補助基本額、国庫補助額

施設整備事業に要したそれぞれの額について、総額で記載すること。

(2) 事業効果の発現状況

事業効果の発現状況（ごみの適正処理状況、リサイクルの状況等）について記載すること。

(3) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

既に費用対効果分析を行っている場合には、整備計画時の費用項目及び便益項目について、算定基礎要因に変化があった場合には、その内容を記載すること。

(4) 事業実施による周辺環境への影響

排ガス、排水等による周辺環境への影響の状況について記載すること。また、廃棄物処理施設に係る構造維持管理基準等の遵守状況について記載すること。

(5) 社会経済情勢の変化

社会経済情勢の変化により、施設の稼働状況等に影響がある場合に記載すること。

(6) 今後の課題等

今後の施設の管理・運営、ごみ処理量の見通し、施設の稼働状況等について、改善すべき点等がある場合には、その内容を具体的に記載すること。

(別紙)

廃棄物処理施設整備事業 事後評価書

平成 年 月 日現在

都道府県名		設置主体名	
事業の概要	(施設の種類)		
	(施設整備の目的)		
	(竣工年月日)		
	(稼働開始年月日)		
	(工期)		
	(規模)		
	(事業費)		
	(国庫補助基本額)		
	(国庫補助額)		
(備考)			

<p>事業効果の発現状況</p>	<p>(施設の稼働状況等)</p> <p>(備考)</p>
<p>費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化</p>	<p>(費用の算定基礎)</p> <p>(便益の算定基礎)</p>

事業実施による周辺環境への影響	(性能指針等の基準の遵守状況)
社会経済情勢の変化	
今後の課題等	